

## 裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市浪速区難波中1丁目10番4号  
南海野村ビル5階  
きづがわ共同法律事務所  
富田 真平

処分庁



審査請求人が平成30年10月22日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成30年8月3日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成29年5月9日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成30年1月から同年6月の間の通院にかかる本人支払額が未払いであることから、処分庁は、同年8月3日付けで法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成30年10月22日付けで、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 事実の経緯

(ア) 請求人は、平成29年5月9日に生活保護が開始され、平成30年6月30日で同保護が廃止された。

(イ) 請求人は、保護開始前から持病の糖尿病の治療のため、Aクリニックに月1回程度通院していた。

請求人は、平成29年5月の生活保護開始後、処分庁の当時の担当CWに上記のとおり通院している旨伝え、医療券の交付を受けて同年6月頃、同医療券を使ってAクリニックに通院を行った。

(ウ) 同年7月ごろ、請求人は、担当CWから、「今後治療に行く際には実費で行くように」とのみ説明された。この際、本人支払額の取り扱いについて特に説明を受けなかった。これを聞いた請求人は、医療費を10割負担で支払わなければならないとすると大きな負担になると考え、その後通院を控えるようになり、同月及び同年8月は通院を行わなかった。

(エ) 請求人は、上記期間通院に行かなかったことにより、同年9月頃血糖値が上昇し、体調が悪化した。

請求人が上記状況を担当CWに伝えたところ、担当CWは、請求人に対し、「お金払わんでもいいから病院にいらしてください」「病院にはこちらから言うておくので」と述べた。

これを受けて、請求人は、その後、医療券を持たずにAクリニックに通院したところ、Aクリニックから診療費の請求を受けなかった。

(オ) その後も請求人は、月1回の頻度で、医療券を持たずに、Aクリニックに通院したところ、Aクリニックから診療費の請求を受けなかった。

(カ) 平成30年7月ごろ、請求人は当時の担当CWから、生活保護を受けていることについて「生活保護を受けているのはおかしい、損をしていますよ」と言われ、「保護を廃止した方がいい」と言われた。

その後、同年8月3日、請求人は、担当CWに呼び出され、同年6月30日付の保護廃止決定の通知書と返還金・徴収金決定書を交付された。

同保護廃止決定書には、廃止の理由として、請求人の75歳到達による最低生活費の恒常的減少により、世帯の最低生活費(約11万2千円)と収入(約11万6千円)を比較すれば以後特別な事情が生じない限り保護を再開する必要が無いと認められるためと記載されていた(平成30年8月3日付「保護廃止決定について」)。

また、返還金・徴収金決定書には、請求人に同年1月から同年6月までに支給した保護費11万1470円のうち70,120円については、本人支払額として医療機関に支払うべきものであったが未払いとなっていたことを確認したため、資力がありながら保護を受けたこととなり、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき返還決定する旨記載されていた(平成30年8月3日付け本件決定通知書)。

- (キ) 請求人は、本件決定通知書を受け取るまでの間、担当CWなどから、上記返還の対象となっている金銭について、どのような使途に当てたのかや現在の資力の状態などについて何ら確認されなかった。

#### イ 違法性ないし不当性

- (ア) 法第63条の返還決定に際して検討すべき事情

法63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実を誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法となると解するのが相当である(以上東京地裁平成29年2月1日判決・裁判所ウェブサイト)。

(イ) 本件決定の違法性・不当性

a 自立更生のための費用として控除されるべきであったにもかかわらずこれを控除しなかった違法性・不当性

請求人は、上記医療機関に支払うべき金品については、生活費として費消していた。請求人の上記医療機関に支払うべき金品の額については、月1万円程度であるところ、この金額は、地域住民との均衡の観点からしても問題はなく、社会通念上許容され得る額に留まるといふべきである。

したがって、これらは、請求人の自立更生のための費用として返還決定額から控除されるべきであったものであり、これらを控除することなく全額の返還を決定した本件決定は違法・不当である。

b 調査・検討を行っていない違法性・不当性

上記のとおり、請求人は、上記医療機関に支払うべき金品について、生活費として費消していたと、同金額は、地域住民との均衡の観点からしても問題はなく、社会通念上許容され得る額に留まるといふべきである。

他方、本件において、上記のとおり、請求人は、本件決定時、上記医療機関に支払うべき金品の用途、費消の状況、資産の状況等について、処分庁から質問を受けていない。

また、本件で担当CWが生活保護廃止の提案をしてからすぐに保護が廃止となり、かつ廃止決定と同時に本件決定がなされている。

これらから、処分庁が、本件決定当時の請求人の資産や収入の状況、その今後の見通し、本件過支給費用の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、本件過支給費用の全部又は一部の返還を求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をしていないことは明らかである。

c 損害の公平な負担という見地からの検討が無い違法性・不当性

(a) 上記医療機関への本人支払額の未払いが生じた原因が処分庁にあること

平成29年8月に請求人の企業年金基金が収入認定されたことにより、請求人の収入が最低生活費を上回る状況が生じた。もともと、保護を廃止した場合、国民健康保険料の負担があり、かつ同負担が14500円程度であり、同負担を請求人の収入から差し引くと、最低生活費を下回ることから、保護の必要性があると判断していたものと思われる。そこで、請求人の収入の最低生活費を上回る額について、医療機関への本人支払額とされた。

しかし、処分庁は、この点について請求人に対し、説明を行っておらず、

また、医療機関の窓口での本人支払額についても、保護決定通知書には記載されていたものの、その意味について説明を行っていなかった。

したがって、請求人は、なぜ自分が保護を受けているのか、そして、医療機関の窓口での本人支払額の意味について理解していなかった。

そのような状況で、請求人は、上記のとおり、同年7月頃、担当CWから今後治療に行く際には実費で行くようにとのみ説明され、医療費を10割負担で支払わなければならないと勘違いをした。さらに、請求人は、同年9月頃、担当CWから今度は一転して、通院の際にお金を払わなくていい、病院にはこちらから言っておくと伝えられ、実際Aクリニックに通院したところ、Aクリニックから診療費の請求を受けなかった。

その後も請求人は、Aクリニックの際に診療費の請求を受けなかったことから、本人支払額について医療機関に支払わなければならない旨の認識を持てなかった。

上記のとおり、請求人が医療機関の本人支払額について未払いとなっていたのは、担当CWから現在保護が継続している理由、医療機関への本人支払額の意味等について正確な説明を受けておらず、むしろ医療機関に払わなくていい旨伝えられたからであった。

(b) 損害の公平な分担という見地からの検討が無いこと

上記のとおり、請求人が医療機関の本人支払額について未払いとなっていたのは、担当CWから現在保護が継続している理由、医療機関への本人支払額の意味等について正確な説明を受けておらず、むしろ医療機関に払わなくていい旨伝えられたからであった。

それにもかかわらず、上記金額の全額について、返還決定を行うことは、処分庁側のミスですべて被保護者である請求人の負担に転嫁する一面を持ち、本来検討されるべき損害の公平な分担という見地から検討を欠いているといわざるを得ない。

d 小括

以上のとおり、本件決定は違法不当なものであり、取消されるべきである。

(2) 審理員が平成31年1月8日に受領した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「後記2処分庁の主張(1)ア」について

(ア) 事実の経緯について

a. 保護決定時の説明について

保護決定時に処分庁より生活保護が開始された場合本人支払額が生じる可能性に

ついて説明があったこと及び請求人が説明を聞いた上で納得したことは否認する。  
保護決定時の処分庁と請求人とのやり取りにおいて、処分庁から請求人に対し、本人支払額についての説明は無く、医療費を支払わなければならないという説明も無かった。

他方で、医療券について、定期的に受診しているAクリニックについては役所の方から連絡をするため受診の際に医療券の持参は不要である旨伝えられた。

b 平成29年7月11日の訪問時の説明について

平成29年7月11日の訪問時における担当CWからの医療費についての説明は、すでに述べたように今後治療に行く際には実費で行くようにという説明のみであった。また、請求人が医療費を実費で払うのであれば保護を打ち切りたい旨述べると、担当CWから、生活保護を打ち切るには、(現在の収入に加えて)収入が3ヶ月を通じて月3万～5万円ないと認められないとの説明のみあった(平成29年7月11日ケース記録表)。担当CWから請求人に対して国民健康保険料の負担があるため要保護状態であるとの説明は無く、また文書を用いた説明は一切無かった。

c 平成29年9月21日のやり取りについて

請求人は、同年7月11日に担当CWが訪問した際、担当CWより、通院時に実費を払うように言われたと担当CWに伝えた(平成29年9月21日高齢者世帯訪問記録票(ケース記録票))。これに対し、担当CWはそのようなことを言っていない旨述べたうえで、「とりあえずこちらからAクリニックに言うておくので、Aクリニックに通院に行くように」との指導があった。

d 平成29年10月18日の受診等について

請求人が平成29年10月18日にB病院を受診した経緯及びその後の処分庁とのやり取りは以下のとおりである。

請求人は、同日急遽体調が悪くなったため、B病院を受診した。その後、B病院の紹介でC医療センターを受診することになったが、その際付き添っていた友人より、C医療センターを受診する際に医療券が無ければ実費として5000円請求されたということを知った。そこで付き添っていた友人から処分庁に医療券の交付について問い合わせたところ(平成29年10月18日 ケース記録票)、B病院が発行するC医療センターへの紹介状を持参するよう指示されたため、処分庁を訪れて同紹介状を提示し、C医療センターの医療券の交付を受けた(同ケース記録票)。

なお、B病院の受診の際、請求人は、B病院の窓口で「お金を払わなくていいんですか?」と確認したところ、「役所と連絡取れてますから結構ですよ」と言われた。

e B病院への支払いについて

請求人は、平成29年11月末、担当CWに電話をするように指示されたことを受け、担当CWに公衆電話にて架電したところ、担当CWから「B病院にすぐに6010円を払ってください」、「あなたが払わないと他の人がB病院を受診できなくなる」、「払ったらすぐに連絡をしてください」と指示された。そこで、請求人は、同年12月1日にB病院に6010円を支払い、担当CWに支払いを行った旨連絡した。

f 平成30年5月31日のやり取りについて

訪問員が訪問したこと及び請求人が生活保護を受けていて何の得もないという訴えをしていたことは認める。

請求人は、この日に限らず、たびたび、訪問員に対し、決定書に本人支払額という記載があることから、なぜ生活保護を受給しているのにお金をもらわず、逆にお金を支払わないといけないのかということ述べ、生活保護を受けていて何の得もないので保護を廃止してほしい旨述べていた。しかし、訪問員からは、いつも「上の者に伝えておきますね。」という返事しかなかった。

なお、請求人は、上記本人支払額の仕組みについて理解しておらず、本人支払額について漠然と自己が役所に支払わなければならない金額という理解をしていた。また、請求人の中で本人支払額という言葉と医療費について実費を支払わなければならないという話が結びついていなかった。

g 平成30年7月から8月3日のやりとりについて

請求人が平成30年7月ごろ来所したこと、保護の停廃止について、生活保護を受けていても得がないと感じているためと相談を行ったこと、担当CWより最低生活費の説明をされたこと、請求人にとって損をしない選択を考えていきたいと伝えられたこと、本人支払額の未払いについて確認されたこと、医療機関から請求をされていないので払っていないと述べたことは認める。

また、請求人が生活保護が受給開始となってから現金として保護費を受け取れたのは最初の数回と12月のみである、それ以外は現金として保護費を受け取っていないので年金のみの収入で病院も行けずに我慢して生活していたと述べたこと、過去の決定についても調べて回答できるようにしておくこと伝えられたことは認める。

請求人が「年金はすでに日常生活費として費消してしまっている」と述べたこと、担当CWが、本人支払額未払い分については、日常生活費として費消してしまった以上、法第63条による返還決定処分となることの説明したこと、金額については、医療機関等に医療点数を確認し処分額の支弁額が本人支払額を上回っていることを確認してから請求人に伝える旨の説明を行ったこと、返還金は分割可能なため、返還可能な額を相談して決めることを伝えたこと、ただし、保護廃止となった場合は負担がかかると思うので金額は小額からでもかまわないと伝えたことは否認する。

請求人は、平成30年7月末頃、担当CWから電話で呼び出されて処分庁を訪れた際、請求人は、上記のように生活保護の廃止について相談したところ、図を用い

て最低生活費について説明を受けたがその内容を正確には理解できなかった。また、請求人は、担当CWに医療機関に医療費を払っていないことを確認され、請求されていないため払っていないと述べた。

この際、請求人は、担当CWから、法第6-3条返還決定が行われる旨の説明を受けたことは無く、同決定の対象になっている期間についての年金の用途についてたずねられることもなかった。

イ 「後記2処分庁の主張(1)イ」について

(ア) 本人支払額の未払いが生じたことについての処分庁と本人の過失

a 処分庁の過失

(a) 処分庁の当初の説明が不十分であること

上記のとおり、保護決定時の説明及び平成29年7月11日の説明の際に本人支払額について説明はなく、7月11日の説明の際に医療費のうち実費を払わなければならないという説明しかなかった。

また、処分庁が主張するように説明があったとしても少なくとも書面を提示するということは行っていない。

(b) 処分庁の平成29年12月までの対応が不適切であったこと

① 処分庁が平成29年11月23日以前にAクリニックへの通院及び本人支払額の未払いを把握することが容易であったにもかかわらず確認を怠ったこと

上記のとおり、平成29年9月21日の時点で請求人が本人支払額の性質を理解していなかったことは同日のやりとりから明らかである。

したがって、この時点において請求人に対し、本人支払額についての丁寧な説明を行うべきであった。しかし、処分庁はこれを怠った。

加えて、請求人が本人支払額について理解しておらず、医療機関に通院した際に本人支払額について支払いを行わない可能性が高い以上、Aクリニックへの通院の際に本人支払額を支払っているか確認すべきであった。

この点、同月27日以降、請求人がAクリニックに通院をしているところ、Aクリニックから処分庁に対し医療費の全額(本人支払額も含めて)の請求が行われているはずである。また、同年10月3日にはAクリニックから医療要否意見書を受領しており、同意見書には(情報開示で入手したもものにはマスキングがされているが)今後の診療見込みを記載する欄があり、ここに何らかの記載がされていたはずである。

したがって、処分庁(の担当CW)は、Aクリニックから処分庁に対す



る医療費の請求について確認しあるいはAクリニックに直接確認するなどして、通院の事実及び本人支払額を支払われているかどうかを把握することが容易であった。

しかし、処分庁（の担当CW）は、これらの確認を怠り、本人のAクリニックへの通院及び本人支払額の支払いの有無をきちんと把握せず、本人支払額についての本人への丁寧な説明を行わなかった。

さらには、平成29年10月18日には本人が医療券の交付を求めにきており、この際に再度本人支払額について確認・説明する機会があったにもかかわらず、処分庁は本人支払額について何ら確認・説明しなかった。

② 処分庁が平成29年11月24日にはAクリニックへの通院及び本人支払額の未払いを把握していたにもかかわらず、全く対応しなかったこと

平成29年11月24日の時点で、処分庁（の担当CW）は、本人のB病院への未払い及びAクリニックへの通院を把握した。

また、同日のケース記録帳には、「平成29年8月～11月の本人支払額未納計25,562円」「以上2件の63条返還決定をする」と記載されている（後に二重線が引かれ削除されている）。この時点で上記期間（平成29年8月から11月）の通院が確認されているのはB病院及びAクリニックのみであることから、上記記載がAクリニックでの平成29年8月から11月にかけての本人支払額の未払い（及びB病院への未払い6010円）についての記載であることは明らかである。したがって、この時点で、Aクリニックへの通院及び本人支払額の未払いを処分庁（の担当CW）が把握していたことは明らかである。

（さらに、ケース記録に記載はないものの、処分庁から上記期間（平成29年8月から11月）も毎月本人支払額を記載した医療券もAクリニックに送付していたはずである。）

しかし、処分庁（の担当CW）は、B病院に対する本人支払額の未払いについては、これを指導するよう電話しているにもかかわらず、Aクリニックへの本人支払額の未払いについては、これを支払うよう請求人に全く伝えていない。また、Aクリニックへも本人支払額を請求人に請求するよう伝えていない。

この点、処分庁は、請求人がB病院の本人支払額を支払っていることから本人支払額に関する理解を得られていると思ったと主張しているが、上記のとおり請求人がB病院に対して本人支払額を支払ったのは、担当CWからもとにかく6010円を支払うよう指導を受けたからである。他方で、請求人がB病院への支払いを行った時点でAクリニックへの支払いを行っていないこと（さらにはAクリニックが医療費の全額請求を行っていること）から、同時点で請求人が本人支払額の性質について理解していないこと（Aクリニックも本人に請求を行っていないこと）を処分庁は把握できたはずである。

(c) 平成30年1月から6月までの説明・対応が不十分であること

上記のとおり、平成29年11月24日の時点において、請求人が本人支払額の性質について理解しておらず、Aクリニックも請求人に本人支払額の請求を行っていないため、Aクリニックへの通院について本人支払額の未払いが生じていることを処分庁は十分に認識していた。しかし、処分庁は、後述のとおり平成29年12月8日にこれらの本人支払額の未払いについて返還決定を行った後、平成30年1月から同年6月の間、請求人に対し、本人支払額についての確認・説明等を何らしなかった。この間、担当CWが本人の自宅を訪問することは一切無く、平成30年1月11日、5月31日に訪問員が訪問した際も、請求人から医療についての話が出ているにもかかわらず、本人支払額についての説明は一切なされなかった。

処分庁は、平成30年1月から6月の間に、Aクリニックに本人支払額が記載された医療券を送付し、請求人に本人支払額が明示された通知書を送付していると述べる。

しかしこのような対応はすでにそれ以前にも行われていたものであり、このような対応のみで本人支払額の未払いを防ぐことが出来ないことは明らかであり、そのことは処分庁も十分把握していたはずである。

また、処分庁は、Aクリニックに対しても、本人支払額については、本人に指導するように伝えることも無かった。

さらに、上記の期間（平成30年1月から6月）も本人のAクリニックへの通院があったため、Aクリニックから処分庁に対し医療費の全額（本人支払額も含めて）の請求が行われているはずである。また、同年3月30日にはAクリニックから医療要否意見書を受領しており、同意見書には（情報開示で入手したものにはマスキングがされているが）今後の診療見込みを記載する欄があり、ここに何らかの記載がされていたはずである。

したがって、処分庁（の担当CW）は、上記期間中、Aクリニックから処分庁に対する医療費の請求について確認しあるいはAクリニックに直接確認するなどして、通院の事実及び本人支払額を支払われているかどうかを把握することが容易であった。

(d) 小括

上記のとおり、処分庁は、保護申請時及び本人支払額が生じることとなった平成29年7月に、請求人に対し、本人支払額についての説明（少なくとも文書や図等を用いた丁寧な説明）を行わなかった。

また、平成29年9月21日の訪問時に請求人が本人支払額について理解していないことを把握してからも、平成29年11月23日までの間、請求人に対し、本人支払額についての確認・丁寧な説明を行わず、Aクリニックから処分庁に対する医療費の請求について確認しあるいはAクリニックに直

接確認するなどして、通院の事実及び本人支払額を支払われているかどうかを確認することもしなかった。

さらに、上記のとおり、処分庁は、平成29年11月24日の時点においては、請求人が本人支払額の性質について理解しておらず、Aクリニックも請求人に本人支払額の請求を行っていないため、Aクリニックへの通院について本人支払額の未払いが生じていることを十分に認識していた。

したがって、処分庁は、このまま何ら措置を講じなければ、本人支払額の未払いが今後も生じることを十分に予測できたはずであり、今後未払いが生じないために本人に説明するかAクリニックへ請求人に本人支払額を請求するよう指導すべきであった。

しかし、平成29年11月24日以降も、処分庁はこれらの措置を何ら取らなかった。

後述のとおり、請求人が処分庁から支払うよう指導されたB病院についての本人支払額については支払っていることから、仮に処分庁が平成29年11月24日以降平成30年6月までの間に請求人に対し本人支払額についての再度の説明及び本人支払額を支払うよう指導（もしくはAクリニックに対し請求人に本人支払額を請求するように指導）していれば本人も当然これを支払ったはずであり、これらの措置を何ら取らなかった処分庁の過失によって平成30年1月から6月にかけて本人支払額の未払いが生じることとなったといえる。

#### b. 請求人の過失について

本件で請求人が本人支払額の性質を理解するためには、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料等と最低生活費の関係性、生活保護制度全体についても一定の理解が必要であり、これらを正確に理解することは容易ではなく、正確に理解するためには書面や図などを用いるなどして丁寧な説明を行う必要がある。

少なくともこのような丁寧な説明が無い中で本人支払額の性質について70歳を越える請求人が理解することは困難であったといえる。

また、請求人は、B病院についての本人支払額については、担当CWから支払うよう指導されたものの、Aクリニックについての本人支払額については、医療機関からも請求されず、担当CWからも未払いが生じて以降も払うよう指導されていない。加えて、本人支払額が記載された医療券もそもそもAクリニックに直接送付されており請求人はこれを見ていない。

以上より、本人が（B病院についての本人支払額を支払う一方で）Aクリニックについての本人支払額を支払わなかったことは、本人支払額について正確に理解できず、また医療機関からも担当CWからも支払いを行うよう言われなかったためであり、一定やむを得ないものといえる。

したがって、本人支払額の未払いが生じたことについて本人の過失は無いが、少なくとも上記処分庁の過失より少ないといえる。

(イ) 法第63条返還決定に当たっての調査・検討の過程に瑕疵があり、本件決定が裁量権の逸脱濫用にあたり違法であること。

a 平成30年7月末のやり取りの際の聞き取りがないこと

処分庁は平成30年7月頃の面談で請求人より本来であれば本人支払額に充てるべき金品についてはすでに生活費として費消したとの申告があったと主張する。しかし、上記のとおり、平成30年7月末の請求人と担当CWのやりとりにおいて本来であれば本人支払額に充てるべき金品の用途について聞かれた事実は無く、これを生活費として費消したと述べた事実も無い。

この点、上記返還対象となりうる金品の用途については、63条返還決定における処分庁の裁量権の行使の適法性を基礎付ける極めて重要な事実である。したがって、仮に処分庁が主張するように本人支払額に充てるべき金品の用途について聞き取りを行い、生活費に充てたという回答があればこれをケース記録表もしくは「要返還額の認定について」等の書面に記載するはずである。しかし、これらの書面に何ら記載は無い。したがって、このような聞き取りを行っていないことは明らかである。また後述の従前の63条返還決定処分においても返還対象となる金品の用途について全く聞き取りを行っていないことから、本件決定においてもこのような聞き取りを行っていないことが推認される。

付言すれば、仮に生活費という言葉が請求人が述べたとしても、それが意味するところは様々であり、加えて本件で返還の対象となっている本来本人支払額に充てる金品は約半年にわたる毎月1万円程度の金額であることから、これが具体的に何の費用に充てられたのかについては十分な聞き取り、家計の分析等を行わなければ本来正確に把握できないはずである。

b 組織的な検討が無いことについて

処分庁は、「要返還額の認定について」にある自立更生経費欄にて組織的な検討がなされているものと解すと主張する。

しかし、本件決定において、同欄には何も記載されておらず、上記で処分庁が主張する生活費に充てられたとの報告さえも記載されていない。このように同欄に何も記載されておらず、他に特段の記載も無い以上、上記自立更生費に該当するものがなく全額返還決定を行うことを相当した判断が組織的な検討に基づいて行われたとは到底いえない。

また、本来、63条返還決定を行うにあたっての組織的な検討として、対象者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であるかどうかの検討をすべきであるにもかかわらず、このような組織的検討が行われた形跡は全く無い。そもそも本件決定は、処分日の平成30年8月3日に起案され、即日決定が行われていることから組織的な検討が無かったことは明らかである。

c 単に自立更生費に該当するかどうかの判断のみを行うのではなく、諸事情を考慮すべきであること

すでに審査請求書で述べたとおり、63条返還決定を行うにあたっては、本人の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であるかどうかの判断が必要である。

しかし、上記のとおり、本件において処分庁がこれらの諸事情を考慮した形跡は無い（そのような主張も無い）。むしろ本件決定の日である平成30年8月3日のケース記録票に「分納額については請求人と後日相談」と記載されていることから、同日以降に資産や収入の状況からどの程度の分納が可能かを検討するつもりであり、同日以前にそのような検討を行っていなかったことが窺われる。

この点、請求人は、本件決定時に生活保護をわずかに上回る収入しかなく、預貯金等の資産も無いことから、たとえ分納措置を講じたとしても、全額返還によって自立が著しく阻害され、法の「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」という目的に反した「全額返還させることが不可能或いは不適當」な状態であると考えられる可能性もあった（群馬県行政不服審査会平成29年度答申第2号参照）。

d 損害の公平な分担の見地からの検討がないこと

本件決定において、上記のとおり処分庁の過失によって本人支払額の未払いが生じた。したがって、本件決定に当たって、この過失も踏まえ損害の公平な分担の見地からの検討を行うべきであったにもかかわらず、このような検討は一切行われていない。

この点、審査請求書においても引用した、本件と同様に処分庁の過失によって過払いが生じた事案である東京地裁平成29年2月1日判決は、63条返還決定を行うにあたっては「損害の公平な分担の見地から」の検討が「不可欠である」旨判示している。また、本件と同様に処分庁の過失によって過払いが生じ、請求人が保護費の過払いを知らずに生活費として費消した事案についての行政不服審査会の答申である、群馬県行政不服審査会平成29年度答申第2号は、処分庁の過失によって過払いが生じた点を踏まえて返還額の決定を検討すべきであるとの答申を行っている。

e 従前の63条返還決定の態様

以下に述べるように、処分庁では従前の請求人に対する63条返還決定においても前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮・組織的な検討が全くなされていなかった。これらのことから、処分庁において過払いについての63条返還決定については全額返還ありきで前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮・組織的な検討がなされてこなかったことが明らかである。

(a) 平成29年12月8日の決定①(還付金)

処分庁は、請求人に対し、平成29年12月8日付で、還付金についての63条返還決定を行っている。しかし、同決定に当たって、請求人への聞き取りは一切行われていない。したがって前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮や組織的検討が行われていないことは明らかである。

(b) 平成29年12月8日の決定②(本人支払額の未払い)

処分庁は、請求人に対し、平成29年12月8日付で、本件と同様に本人支払額の未払いについての63条返還決定を行っている。しかし、同決定に当たって、請求人への聞き取りは一切行われていない。したがって、前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮や組織的検討が行われていないことは明らかである。

加えて、同決定についての「要返還額の認定について」は、起案日が処分日である平成29年12月8日、決済日が処分日から1ヶ月以上経過した平成30年1月13日となっている。このような記載からも63条返還決定についての全額返還ありきの運用や同文書についての杜撰な運用が窺える。

(c) 平成30年1月29日の決定

平成30年1月29日には、処分庁は、請求人に対し、平成29年8月から12月分までの老齢厚生年金から特別徴収されていなかった国民健康保険料及び住民税について、63条返還が行われている。しかし同決定に当たって、請求人への聞き取りは一切行われていない。したがって、前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮や組織的検討が行われていないことは明らかである。

そもそも、上記特別徴収については、請求人が平成29年10月30日付で行った収入申告によってすでに明らかになっていたにもかかわらず、12月の保護費決定時に正しい収入認定がなされなかったものであり、処分庁の過失によって生じた過払であることが明らかなるものである。

しかし、このような事案においても、前記1(1)イ(イ)cで述べたような諸事情の考慮や組織的検討が行われていない。

f 小括

以上のとおり、本件決定は、考慮すべき事情を考慮せずに行うなど判断過程に瑕疵があり、裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法不当なものであるため、取消されるべきである。

(3) 口頭意見陳述の実施

令和元年5月15日に実施した口頭意見陳述における請求人の陳述の概要は、以下のとお

りである。

法第63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、それを受けた保護の金品の使用状況、その生活義務等が諸般の事情に照らして、返還をさせないことが相当であると、保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に、返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記諸事情に関し、判断の日とされた事実と誤認があること等により、事実の基礎を欠くこととなる場合、または事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において、考慮すべき事情を考慮しないこと等により、その内容が法の目的や社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したものであるとして違法となると解されることが相当である。本件では、請求人が反論書で供述したとおり、63条返還決定を行うに当たって、処分庁は、本来であれば本人に支払額を充てるべき金品の用途についての、十分な対象者の資産や収入の状況についての聞き取りというところを行うべきであったにも関わらず、これがなされず、また資料の提供を求めることもなく、上記で述べた諸事情の調査・聞き取り、その諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であるかの検討がなされていない。また審査請求書及び反論書で供述したとおり、本件決定において、上記のとおり処分庁の過失によって、本人支払額の未払いが生じており、本件決定に当たってこの過失を踏まえ、損害の公平な分担の見地からの検討を行うべきであったにも関わらず、このような検討は一切行われていない。以上のとおり、本件決定は、考慮すべき事情を考慮せずに行うなど、判断過程に瑕疵があり、裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法・不当なものであるため、取り消されるべきである。

(4) 審理員が令和元年8月19日に受領した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「後記2処分庁の主張(2)」に対する反論

(ア) 「後記2処分庁の主張(2)ア」について

a. 保護決定時の説明について

保護申請ないし決定時に処分庁から請求人に対して本人支払額が生じる可能性があることの説明をしたとの点は否認する。

また仮に本人支払額が生じる可能性があるとの説明を行っていたとしても、すでに述べたとおり、文書での説明はなかった。

この点、処分庁は、口頭意見陳述において、保護のしおりに基づいて説明すると述べるが、生活保護のしおり自体には、本人支払額について何ら言及がない。また、処分庁が提出した保護のしおりには本人支払額についての書き込みがあるが、これは平成30年7月の説明の際に記入されたものである。

また、処分庁は、保護開始時の保護決定通知書と同時に「お知らせ」という案内文を封入して送付しており、同お知らせによって通知を行っている旨主張するが、これに基づいた説明を行ったとは主張していないことから、これを用いて説明を行

っていないことは明らかである。

したがって、保護申請ないし決定時に、本人支払額についての説明はなく、仮に説明があったとしても、文書に基づく説明や平成30年7月のように図を用いた説明が無かったことは明らかである。

b 平成29年7月11日及び同年9月21日の説明について

平成29年7月11日の訪問時に本人支払額が発生しているのに注意するよう説明があったこと及び同年9月21日に本人支払額を用意するよう助言していたものであったことを説明したことは否認する。これらの日におけるやりとりについてはすでに述べたとおりである。

c 平成30年7月から8月3日にかけてのやりとりについて

平成30年7月から8月3日にかけてのやりとりについてはすでに述べたとおりである。

なお、この際に、未納額の本人支払額について、自立更生費の控除が認められることについての説明は一切無かった。

処分庁は、日常生活費以外に費消していたとしても、請求人からの申し出や学証資料が無い限り確認する術がないと主張するが、後述のとおり、本来処分庁に説明・調査義務があり、本件ではこの義務を全く果たしていないといえる。

(イ) 「後記2 処分庁の主張(2)イ」

処分庁は、Aクリニックに対し、指定医療機関となった際に「指定医療機関の手引き」を用いて、本人支払額を含む医療券の取り扱いについて説明していると主張するが、ここでいう説明とは、指定医療機関の手引きがホームページに掲載されていることを案内するだけである。

また、処分庁は、口頭意見陳述において、実際に本人支払額が発生した際に口頭での連絡が行われていると述べるが、本件において、何ら記録が残っていないこと、Aクリニックから請求人に対し、請求が一切されていないことからすれば（仮に口頭で連絡していた場合、Aクリニックとしては請求人に対し請求を行うはずである）、実際に本人支払額が発生した時点において処分庁が口頭での連絡を行っていないことは明らかである。

また、処分庁は、口頭意見陳述において、平成29年11月24日の時点でAクリニックに通院の回数やいつ通院に行かないといけないのかという点について、確認した際に伝えているはずであると述べるが、本件において、何ら記録が残っていないこと、その後もAクリニックから請求が一切されていないこと（仮にこの時点で連絡していた場合、Aクリニックとしては請求人に対し請求を行うはずである）、同日の時点において処分庁が口頭での連絡を行っていないことは明らかである。



## イ 審理員からの質問に対する回答

口頭意見陳述において、審理員から請求人としての本人支払額についての認識について質問があったため、この点について以下のとおり回答する。

請求人としては、本人支払額という記載については、漠然と自己が役所に支払わなければならない金額という理解があった。しかし、これとCWから説明された医療費についての実費の支払いという話が結びついていなかった。

また、医療費についての実費を支払わなければならないという認識についても、従前Aクリニックについては医療券も持参せずに治療を受けることができていたため、Aクリニックについては治療費を支払わなくてよく、他方で他の病院に通院する際には医療券を持参し実費を支払わないといけないと認識であった。そのため、Aクリニックへの通院以外は通院を控えていた。

(5) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年8月3日付けの本件決定通知書には、「決定理由 請求人に平成30年1月から同年6月までに支給した保護費11万1,470円のうち70,120円については、本人支払額として医療機関に支払っていただくべきものでしたが、未払いとなっていることを確認したため、資力があがりながら保護を受けたこととなり、保護に要した費用を返還する義務がある旨定められた法第63条に基づき、返還決定します。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年11月30日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 本件決定に係る経過

平成29年5月9日

請求人が生活保護の申請のため来所。処分庁より、生活保護が開始された場合、本人支払額が生じる可能性について説明。請求人は説明を聞いた上で納得し、同日付生活保護の申請を行い、保護開始となった。

平成29年7月11日

請求人の収入申告に基づき、企業年金を平成29年8月分保護費より収入認定を開始する保護変更を行う。

同日、担当CWが請求人宅を臨時訪問。8月から企業年金の収入認定が開始されることを説明するとともに、本人支払額が発生することを説明。請求人より保護を廃止したいとの発言があったが、当時請求人は通院が必要な状況であり、保護を廃止した場合にかかる国民保険料の負担等も考慮する

- と、要保護状態であったため生活保護制度の説明を行い、通院指導を行った。
- 平成29年8月31日 処分庁の訪問員が請求人宅を訪問。不在であり、電話連絡を求めると音沙汰なし。
- 平成29年9月1日 処分庁の訪問員が請求人宅を訪問。不在であり、電話連絡を求めると音沙汰なし。
- 平成29年9月4日 処分庁の訪問員が請求人宅を訪問。不在であり、電話連絡を求めると音沙汰なし。
- 平成29年9月19日 担当CWが請求人に架電(架電先は請求人に指定された大家の電話番号)するも応答なし。
- 平成29年9月20日 担当CWが請求人に架電(架電先は請求人に指定された大家の電話番号)するも応答なし。
- 平成29年9月21日 担当CWが請求人に架電(架電先は請求人に指定された大家の電話番号)するも応答なし。電話が繋がらなかったため、「処分庁宛連絡をするように」との旨を記した手紙を送付。同日、担当CWが請求人宅を訪問。請求人が本人支払額の性質について勘違いをしていたため、再度説明を行う。実費を支払う必要があるため通院しないと言う請求人に対して、通院指導を行った。
- 平成29年10月17日 担当CWが収入申告書の提出を求めると、請求人宅を臨時訪問するも不在。請求人はその後、処分庁からの呼び出し日時にも応じず。
- 平成29年10月18日 請求人が医療券を持参せずにB病院を受診。
- 平成29年10月19日 処分庁がB病院の求めに応じ、職権により本人支払額ありの医療券を送付。Aクリニックの通院状況が確認できていなかったため、B病院の医療券に本人支払額ありとした。
- 平成29年10月23日 担当CWが請求人宅を臨時訪問するも不在。請求人はその後、処分庁からの呼び出し日時にも応じず。
- 平成29年11月16日 担当CWがB病院の本人支払額(10月分)について説明を行うため、請求人宅を臨時訪問するも不在。請求人はその

後、処分庁からの呼び出し日時にも応じず。

平成29年11月24日

担当CWが請求人の通院状況をB病院に確認したところ、本人支払額（10月分）が未納であったことを確認。Aクリニックにも確認し、通院があったことを確認。

平成29年12月8日

担当CWがB病院への本人支払額を請求人が支払ったことを確認。B病院の通院は10月のみであったため、この時点で通院している医療機関はAクリニックのみとなった。

平成29年12月18日

Aクリニックへ本人支払額3,430円を記載した1月分医療券を送付。

平成29年12月21日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した1月分保護決定通知書を送付。

平成30年1月29日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した2月分保護決定通知書を送付。

平成30年2月1日

Aクリニックへ本人支払額12,280円を記載した2月分医療券を送付。

平成30年2月16日

Aクリニックへ本人支払額12,280円を記載した3月分医療券を送付。

平成30年2月26日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した3月分保護決定通知書を送付。

平成30年3月9日

Aクリニックへ本人支払額14,860円を記載した4月分医療券を送付。

平成30年3月27日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した4月分保護決定通知書を送付。

平成30年4月3日

Aクリニックへ本人支払額14,860円を記載した5月分医療券を送付。

平成30年4月25日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した5月分保護決定通知書を送付。

平成30年5月29日

処分庁から請求人宛、本人支払額を記載した6月分保護決

定通知書を送付。

平成30年5月31日 処分庁訪問員が請求人宅を訪問。請求人より、年金が多く本人支払額がある。生活保護で何の得もないとの訴えあり。訪問員は不明な点があれば担当CWに訊ねるよう助言した。

平成30年6月1日 Aクリニックへ本人支払額12,410円を記載した6月分医療券を送付。

平成30年6月～7月 処分庁がレセプト情報からAクリニックへ確認を行ったところ、請求人が平成30年1月から本人支払額を支払っていないことを確認。これまでAクリニックから処分庁に対し、本人支払額の未納について一切連絡がなく、全額医療扶助費として請求していた。

平成30年7月31日 Aクリニック、D薬局に架電。医科及び調剤点数を確認。

平成30年8月3日 本人支払額未納による法第63条に基づく本件決定。生活保護廃止決定処分。

#### イ 前記1請求人の主張(1)ア(カ)について

平成30年7月ごろ請求人が来所。来所の目的は保護の停廃止にかかる相談であった。「日頃から生活保護を受けていても得がないと感じている。仕事がありそうなので働こうと思っているが、働いたらどうなるか聞きたくて来所した。」とのこと。担当CWより、収入が最低生活費を上回れば保護廃止となる旨説明した。

最終的な判断は医療費、保険料等を確認した上で回答するが、働くのであれば保護は廃止にしたほうがいだろうと伝えた。

また、請求人からも生活保護を受けていても得がないのであれば、廃止にしてほしいとの要望があった。

これを受けて担当CWから、現在の収入状況から保護の要否判定を慎重に行い、請求人にとって損をしない選択を考えていきたいと伝えた。

加えて、担当CWから請求人に対し、先般発覚した本人支払額未払いについて確認を行った。請求人からは「医療機関から請求を求められなかったので払っていない」との申し出。

また、請求人から「そもそも、生活保護が受給開始となってから、現金として保護費をともに受け取れたのは最初の数回と12月のみであった。それ以外は現金として保護費を受け取っていないので、年金のみの収入で病院も行けずに我慢して生活していた。年金は既に日常の生活費として費消してしまっている、なぜ今さら医療費を払わないといけないのか」と。担当CWから、生活保護の制度について、保護のしおりにある最低生活費の図を用いて本人支払額について説明を行った。

また、本人支払額未払い分については、日常生活費として費消してしまった以上、法第6

3条による返還決定処分となることを説明した。金額については医療機関等に医療点数を確認し処分額の支弁額が本人支払額を上回っていることを確認してから、請求人に伝える旨説明を行った。

返還金は分割可能なため、返還可能な額を相談して決めることを伝えた。ただし、保護廃止となった場合は負担がかかると思うので、金額は少額からでも構わないと伝えた。請求人から、「過去の決定についても納得出来ないことがあるので、これまでの決定通知書を持参するのできちんと説明してほしい」との要望があったため、担当CWも過去の決定についても調べて回答できるようにしておくとした。

#### ウ 本件決定の正当性について

##### (ア) 請求人に対する処分庁からの本人支払額の説明について

請求人は本人支払額について処分庁の説明が十分ではなかったと主張しているが、本人支払額については、保護開始時および保護開始後にも何度も請求人に対して説明を行っている。しかしながら、請求人が理解を示していないと思われたため、処分庁としては、請求人宅への家庭訪問、電話、手紙により請求人に対し説明責任を果たそうと努力した。それにもかかわらず、請求人からは連絡がなく、説明できないまま時間が経過してしまったが、請求人はB病院の本人支払額を支払っていることから本人支払額に関する理解は得られているものと解した。

1月～6月の本人支払額に対しても保護決定通知書に記載しており、本人支払額が発生していることは通知している。

結果として、請求人と処分庁の間に本人支払額に関する理解の齟齬が見られたことについては、処分庁側が説明を怠ったことに責任の所在があるとは言えない。

##### (イ) 本件決定にかかり、調査・検討が不十分であったという点について

7月ごろの面談にて、請求人より本来であれば本人支払額に充てるべき金品については既に生活費として費消したとの申告があった。自立更生のための用途に供される額については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第8の問40の自立更生のための用途に供される額の認定基準に示されるとおりであるが、平成30年7月ごろの請求人への聞き取りにより「年金は既に日常の生活費として費消した」との申告があったため、処分庁としては、本人支払額についてはこれまで請求人に対して説明を十分に行っていること、普段の生活費として費消したとの申告より自立更生に充てられるものはなかったと解し、本件決定を決定した。なお、「要返還額の認定について（様式1）」にある自立更生経費欄にて組織的な検討がなされているものと解す。

以上から、本件決定について、請求人の主張に理由がないことから棄却の判決を求める。

(2) 審理員が平成31年3月20日に受領した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア. 前記1請求人の主張(2)に対する再弁明について

(ア) 事実の経緯について

a. 保護決定時の処分庁から請求人に対するの説明については、平成29年5月8日の受付面接記録票や、同年5月9日のケース記録票に記載のとおり、本人支払額が生じる可能性があることを説明している。

また、医療券の交付については、定期的に通院が必要な被保護者に対して、医療要否意見書を用いて、医療機関へ直接、郵送している。

請求人のAクリニックの医療券についても同様の取扱いをしているため、医療券の持参は不要と伝えた。

b. 平成29年7月11日の訪問時の処分庁から請求人に対するの説明については、同日のケース記録票に記載のとおり、本人支払額が発生しているので注意するよう説明している。

なお、後日にはなるが、実際に本人支払額が発生した際には、本人支払額が発生した事実について、保護に関する決定通知書に記載してお知らせしている。

c. 平成29年9月21日の処分庁と請求人のやり取りについては、同日のケース記録票に記載のとおり、通院時に実費を支払う必要があると説明を受けていたと主張する請求人に対し、実費という言葉は使用しておらず、本人支払額を用意するよう助言していたものであったことを説明している。

d. 平成29年10月18日のB病院の医療券については、請求人の主張どおり、当初、本人支払額は計上されていなかった。処分庁は本人支払額を計上する場合、通常は定期的に通院している医療機関の医療券に計上するため、平成29年10月18日の時点で、Aクリニックの医療券に本人支払額を計上する予定であった。

しかし、処分庁は平成29年10月19日に請求人がAクリニックへ10月1日以降、通院していない事実を確認したことから、処分庁は、B病院の医療券(10月分)を無効にし、本人支払額ありの医療券を同病院に再交付(郵送)した。

その後、10月末日までに請求人が通院しなかったため、医療機関から請求人に対し、本人支払額の説明は出来なかった。

e. B病院の本人支払額については、処分庁からも請求人に対し、内容を説明する必要があるため、訪問や来所を依頼し面談を試みた結果、調整がつかなかったものであるが、その後、請求人が平成29年10月分の本人支払額を完納したことを確認している。

f 平成30年5月31日の処分庁と請求人のやり取りについては、同日のケース記録票に記載のとおり、生活保護で何の得もないと訴える請求人に対し、「不明な点があれば担当ケースワーカーに聞いて下さい」と伝えている。

g 平成30年7月から8月3日の処分庁と請求人のやり取りについては、前記2(1)に記載したとおりである。

特に、請求人の年金から本人支払額を支払う必要があることを説明した際、請求人から、「年金は既に日常の生活費として費消してしまっている。なぜ今さら医療費を払わないといけないのか。」との申し出があったため、処分庁は、生活保護のしおりの用いて最低生活費の考え方を説明しているが、未納の本人支払額が返還金となることについても説明したことは明らかであり、年金を日常の生活費に費消した事実も請求人の申し出の通りであると考え。仮に、日常生活費以外に費消していたとしても、請求人からの申し出や挙証資料がない限り確認する術がない。なお、添付資料に示した生活保護のしおりは、請求人とのやり取りの中で使用したものであり、請求人に持ち帰るようすすめるも、必要ないとのことで、ケースワーカーの手元に残っていたものである。

(イ) 処分庁の過失について

a 請求人の「書面を提示するという事は行ってない」との申し出については、決定通知書をもって通知済みである。

b 請求人が前記1請求人の主張(2)イ(ア)a(b)①において、「平成29年10月18日には請求人が医療券の交付を求めにきており、この際に再度本人支払額について確認・説明する機会があったにもかかわらず、処分庁は本人支払額について何ら確認・説明しなかった。」と主張している点については、同日、請求人が処分庁に事前の連絡なく担当者不在時に来庁されたため、他のケースワーカー等では本人支払額の詳細な確認及び説明までは困難であったという事情がある。ただし、請求人の治療を優先するため、医療券の発行については、速やかに請求人の求めに応じる必要があることから、同日に医療券を発行している。

c 請求人が前記1請求人の主張(2)イ(ア)a(b)②において、「Aクリニックへも本人支払額を請求人に請求するよう伝えていない。」と主張している点について、処分庁は指定医療機関に対して、指定医療機関となった際に、「指定医療機関の手引き」を用いて、本人支払額を含む医療券の取扱いについて説明している。

d 請求人が前記1請求人の主張(2)イ(ア)a(b)③において、Aクリニックに関し、「通院の事実及び本人支払額を支払われているかどうかを把握することが容易であった。」と主張している点について、処分庁はレセプトに基づく診療報酬の請求の結果をもって、正確な本人支払額の未納が確認できるため、早くとも診療月の4か月後に確認することが通常の事務の流れである。

e. 本件決定について、「考慮すべき事情を考慮せずに行うなど判断過程に瑕疵があり、裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法不当なものである」との請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア. 平成30年7月31日付けのケース記録票には、「医療担当より、医療券に本人支払額があがっているにも関わらず、医療機関から本人支払額分が請求されていないとの報告あり。→Aクリニックに確認。これまで請求人から本人支払額を受け取ったことがないとのこと。(中略) 本人支払い額があった月の医科(調剤)点数について確認。※調剤の点数についてはD薬局に確認。(中略) 点数(医科/調剤) 11,147点(WO支弁額 111,470円) 本支 70,120円 請求人に上記本人支払額の未払いについて確認すると、請求人は本人支払い額の概念を十分理解していなかった。前任からきちんと説明を受けていないとのこと。また、結局のところ、保護を受けたら損なのか、WOとしてきちんと判断してほしいとのことであったため、CWよりきちんと判断してほしいとのことであったため、CWよりきちんと要否判定を行い、請求人に連絡する旨伝える。→要否判定の結果、保護「否」であり、廃止としたほうが、請求人の医療費等の軽減ができる旨伝える。」との記載がある。

イ. 平成30年8月3日付けのケース記録票には、「請求人の本人支払額未払いがあったため、H30.1~H30.6までに支給した111,470円のうち、70,120円については法第63条により返還決定を行う。分納額については請求人と後日相談。」との記載がある。

## 理 由

1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対してすみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(2) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)の第3の2の(2)のアは、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支



払額とすること。」と定めている。

## 2. 本件決定について

### (1) 本人支払額の未払いについて

処分庁は、前記1(2)の規定のとおり、請求人世帯の収入充当額が、請求人世帯の医療費を除く最低生活費を上回っていたため、その差額を請求人が医療扶助の適用を受ける際の本人支払額として決定し、請求人に通知していたにもかかわらず、医療機関が本人支払額を受領しておらず、医療費全額を医療扶助費として請求されていたことから、本来医療扶助費の一部に充当されるべき本人支払額相当額の資力がありながら保護を受けたものとして、法第63条に基づき費用返還決定を行ったものと認められる。

### (2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行わなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

### (3) 本件決定がされた経緯について

請求人から平成30年1月から同年6月までの本人支払額が未払いであることを確認した処分庁は、既に日常の生活費として費消したと請求人から申告があったことから、法第63条に基づく返還対象額から自立更生経費として控除すべきものはないものと判断し、請求人に対し、同年8月3日付けで本件決定を行ったものと認められる。

処分庁は、要返還額の認定にあたって作成した資料に自立更生経費欄があることから組織的に検討した結果である旨主張しているが、ケース診断会議等が開催された形跡は見当たらず、処分庁が本件決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件未払い額の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、法第63条に基づき保護費の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、本人支払額があることについて請求人に一定の認識はあったこ

とが認められ、自ら処分庁に確認していれば未払いは回避できたはずである一方、別の医療機関に対しては本人支払額を支払っている事実からすると、処分庁が請求人や医療機関に対し具体的な対策を講じていれば本人支払額の未払いは生じなかった可能性は否定できず、処分庁に全く瑕疵がないとはいえないという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(4) まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして、本件決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提

起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。